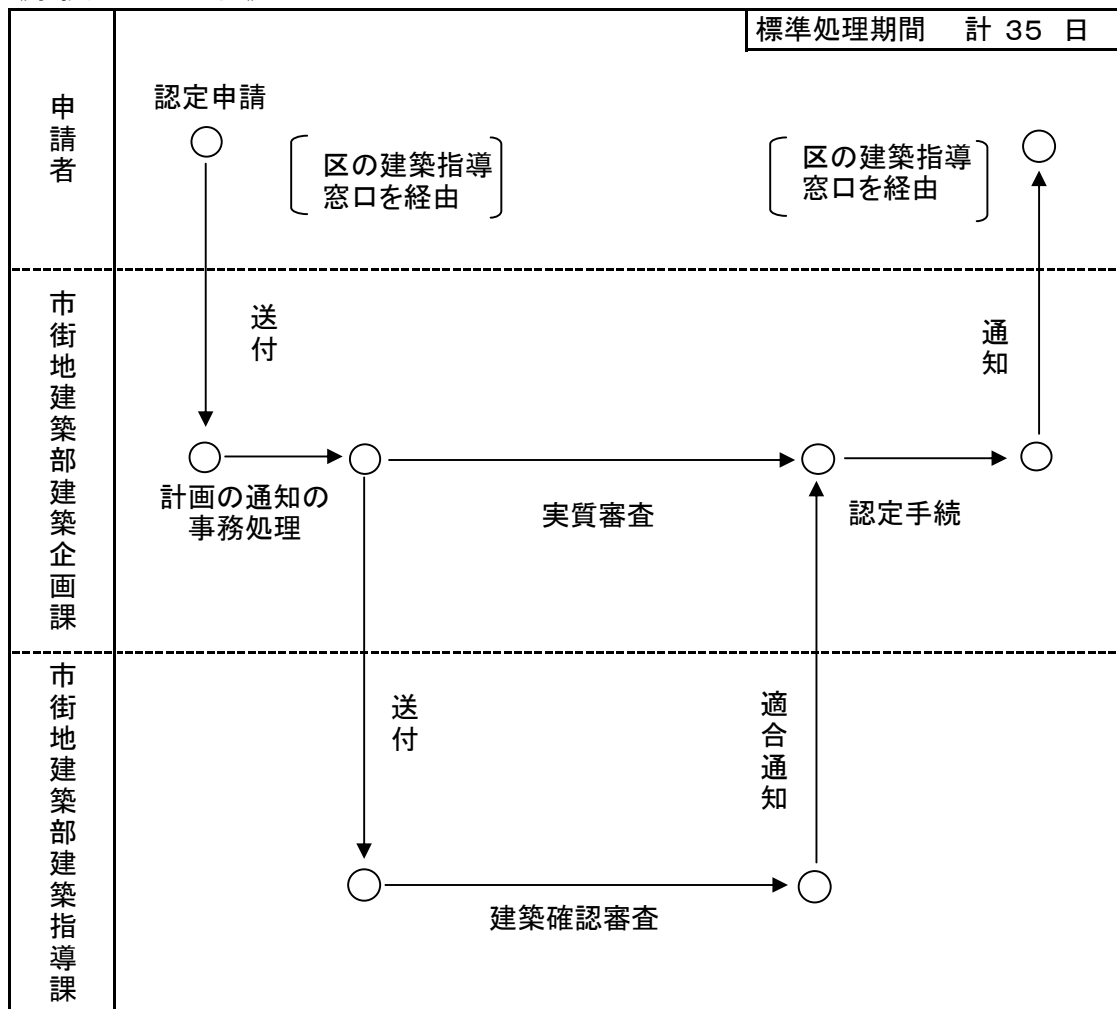


## 事 務 処 理 フ ロ ー 図

事務名 バリアフリー法の基づく特定建築物の計画の認定

作成部署 都市整備局市街地建築部建築企画課やさしいまちづくり推進担当 電話30-638

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説 明
1	受付	バリアフリー法の認定を受けるために必要な認定申請書類と建築基準法に関する確認を受けるために必要な確認申請書類を同時に受け付けます。 (区の建築指導窓口を經由)
2	計画の通知の事務処理	バリアフリー法に基づく認定申請書類と共に提出された建築基準法に関する確認申請書類を、知事名で建築主事あてに通知するため事務処理をします。
3	実質審査	認定申請書の内容について審査基準に適合しているかどうかを審査します。
4	認定手続	バリアフリー法の実質審査を終え建築主事から建築基準法上の適合通知を受けたのち、バリアフリー法の認定の事務処理をします。
5	通知	バリアフリー法の認定を申請者に通知します。 (区の建築指導窓口を經由)